

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)



就業障がい状態による リタイアリスクから 会社と家族をまもります

AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社 一宮営業所/愛知県一宮市神山2-4-12
TEL 0586-43-3671

AIU AIU損害保険株式会社

名古屋プロチャネル営業部/愛知県名古屋市中区栄5-27-12
(富士火災名古屋ビル3F) TEL 052-857-1400

つむぐ

No.146
[2017.10]



一宮税務署長・筆頭副署長インタビュー

新任・留任関係係官の紹介

地域社会貢献事業

女性部会創立30周年記念コンサート

一宮法人会ウェブサイト

一宮法人会

検索

一宮法人会報

法人会
消費税期限内納付
推進運動

一宮税務署長インタビュー	1	税務広報	9
一宮税務署筆頭副署長インタビュー	2	企業訪問 岩本製菓株式会社	14
新任・留任関係係官の紹介	4	支部のうごき	16
全法連功労者・県連会長表彰	5	コラム	17
女性部会 創立30周年記念事業	6	チェックシート概況記載例	18
定例研修会	8	はじめまして新会員の紹介	19
税務経理研究部会 7月例会	8	編集後記	19

平成29年度 各種説明会日程表

開催日		青色決算説明会※	年末調整説明会	消費税軽減税率制度等説明会
11月20日(月)	開催時間	10:00～12:00	13:00～14:45	15:15～16:45
	開催場所	一宮市民会館ホール 一宮市朝日2丁目5-1 Tel.0586(71)2021		
11月21日(火)	開催時間	10:00～12:00	13:00～14:45	15:15～16:45
	開催場所	名古屋文理大学文化フォーラム(稲沢市民会館)中ホール 稲沢市正明寺3丁目114 Tel.0587(24)5111		
お問い合わせ先		個人課税第一部門 指導担当 0586-72-4335 (担当直通)	法人課税第六部門 源泉担当 0586-72-4339 (担当直通)	法人課税第一部門 審理担当 0586-72-4338 (担当直通)

※平成29年分の青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封されておりますので、説明会開催までには送付していません。説明会の会場に用紙等は、ご用意しております。
なお、事前に必要な方は、税務署窓口にご用意してあります。また、国税庁ホームページからも印刷できます。(決算書様式は、昨年と変わりありません。)

表紙のこぎり屋根について

工場の撮影には、3年を要しました。

一宮市内に残るノコギリ屋根の工場の6割以上が2連の形状です。2連だけを使い、工場の側面だけを撮る等、特徴的な要素を抽出し、その108枚を配列することで、工場の存在自体と、その美しさを際立たせた作品です。この内の厳選した6枚を会報に掲載いただきました。

美は細部に宿る、でしょうか。

写真家 林 秀樹
http://hidekihayashi.com/



出身地 愛知県
鈴木 隆之
一宮税務署長

一宮税務署長インタビュー

Q₁ 1年を振り返って

2年ぶりの税務署長を拝命し、緊張感の中にも職員との一体感を感じつつ、第一線で充実した1年を過ごさせていただきました。
一宮法人会の皆様とは地域のイベントでの税金クイズやサマーフェスティバルなどの会活動を通じて楽し

い思い出をたくさん作ることができたと思います。
私の国税人生最後の1年を一宮税務署長として全うできることに感謝しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を果たすべく、汗をかいていきたいと思っています。

Q₂ 一宮法人会に期待すること

今年7月には女性部会が創立30周年記念行事を催されるなど、歴史と伝統のある法人会として活発な会活動を行われていると承知しております。とりわけ、租税教育については、女性部会や青年部会を中心に租税教室に意欲的に取り組んでいただいているところであり、次世代を担う子供たちへの租税教育を積極的に推進している私どもとしましては大変心強く感じているところであります。
税知識の普及や納税意識の高揚、地域社会の健全な発展への貢献という会の高い理念の下、引き続き会員や地域社会の皆様魅力的な活動を積極的に行っていただくことを期待しております。

バー制度の普及・定着、それに合わせてマイナンバー利用の際に本人確認が不要となるe-Taxのより一層の普及・拡大に力を入れているところです。
また、平成31年10月からの消費税率の引き上げと軽減税率の導入につきましてもあらゆる機会を通じて広報・周知に努めているところであり、これらにつきましても引き続き、ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



国税におきましては、昨年より導入されたマイナン



一宮税務署 筆頭副署長
 かやはら
栢原 弘行
 出身地 三重県

一宮税務署 筆頭副署長インタビュー

Q₁ ご経歴についてお聞かせください ……………

採用は、昭和58年4月です。
 津税務署を振り出しに、名古屋中税務署、尾鷲税務署に勤務したほか、名古屋国税局の法人課税課などで勤務いたしました。
 最近におきましては、
 平成23年 名古屋国税局 課税第二部 法人課税課 課長補佐

平成24年 津税務署 総務課長
 平成25年 名古屋中税務署 総務課長
 平成26年 名古屋国税局 課税第二部 酒類業調整官(津派遣)
 平成28年 富士税務署 副署長
 を経て、本年7月から現職となりました。

Q₂ 一宮署着任の抱負等がございますか ……………

この地での勤務が初めてということもあり、日々新鮮な気持ちで仕事をさせていただいております。
 我々の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことですが、このためには、納税者のニーズに応じて申告・納税の際の利便の向上に努めるとともに、悪質な納税者には厳正に対処し「適正・公平な課税の実現」に全力を挙げて取り組むことが重要であると考えています。

また、この使命を達成するための任務のひとつに「酒類業の健全な発達」があります。先ほどお話ししたとおり、平成26年からの2年間、酒類行政に携わらせていただきました。これまで酒税とか酒類行政ということにはまったく縁がなかったのですが、この勤務を機会に、「酒」・「酒類行政」への思いが強くなりました。一宮税務署では、地元の酒蔵の日本酒などを「飲む」だけでなく、「酒類業全体の振興」にも取り組みたいと思っています。

前任の出口副署長は、一宮税務署勤務の2年間に様々な工夫・手法で取り組まれてきたと聞いております。私も、この思い・行動力を引き継ぐとともに、地

域の特性や皆さんからのご意見等を踏まえ税務行政を行っていきたいと思います。

Q₃ 座右の銘又は大切にされているお言葉や信条など、お聞かせください ……………

次の5つを強く思って公私にわたり過ごすことにしています。
 1つ目は、「自信」です。何事も自信を持って行うことが大切だということです。
 2つ目は、「自覚」です。「公務員」、「社会人」そして「親」としての自覚を忘れてはいけないと思っています。
 3つ目は、「タイミング」です。「機を逸さない」ことは、重要なことであり、それが「波を引き寄せる」ポイ

ントであると信じています。
 4つ目は、「思いやり」です。相手のことを思うことが、結果として自分の成長等につながると思います。
 最後5つ目は、「常識」です。「天然・おばかキャラ」もいいかも知れませんが、やはり人として恥じることのない程度の常識は持っていたいと思います。
 以上の5つを忘れずに過ごしていくこと、これが私の「信条」です。

Q₄ ご趣味や嗜好について、お聞かせください ……………

人に自慢できる「趣味」というものはありませんが、「体を動かすこと」が好きです。
 町内のソフトボール愛好会に入っており、月に数回早朝ソフトに参加しています。ここ数年は、若手にポジションを奪われ出場機会が減りつつあり、声のみ出場という「声優」のような存在になりつつありますが、動くことができる間は「現役」を続けたいと思っています。
 また、これまで自分自身意識していませんでしたが、「記念になるもの」を集めるのが、もしかしたら好きなんじゃないかと改めて思いました。
 旅行先での箸袋やパンフレット、誕生日や結婚記念

日、歴史的行事などの新聞記事、そして印象に残る場面の写真などです。昨年1年間は富士税務署に勤務しておりましたが、単身赴任で自由な時間があったこともあり、毎日富士山の写真を撮っていました。一瞬たりとも同じ顔を見せない富士山にいつの間にか惹かれてしまい、「今日の富士山を残したい」という思いが1年間継続させたのだと思います。そういった観点から言うと、「写真」は「その一瞬を切り取る」代表的な「記念」の産物ではないかと思い、少しカメラにも興味を持ち始めたこの頃です。

Q₅ 一宮法人会及び活動に対して一言ご意見をください ……………

一宮法人会は、税のオピニオンリーダーとして税務行政に深い御理解をいただいておりますとともに、公益性の高い社会貢献活動を通じて納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙にも御尽力いただいております。皆様方には深く感謝を申し上げます。
 着任後、森会長をはじめ役員の方々からお話を伺いましたが、租税教室への積極的な取り組みのほか、講演会・研修会の開催、地域のイベントへの協賛など、幅広い活動を展開されていることをお聞きし、皆様方の税や社会貢献に対する熱い思いが強く伝わってまいりました。大変心強く感じました。
 今後とも、互いに自由な発想で意見を交わせるよう、皆様方との良好な信頼・協調関係を深めてまいりたい

と考えておりますので、税の良き理解者として引き続きご協力をお願いいたします。



新任・留任関係係官の紹介

氏名	新任役職	出身地	前任部署等	座右の銘(モットー等)
小野 隆	副署長 (総務・個人・資産担当)	愛知県	静岡税務署 総務課長	訥言敏行
浅井 栄人	総務課長	愛知県	鈴鹿税務署 総務課長	雲外蒼天
土田 浩史	筆頭特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	三重県	岐阜北税務署 特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	月曜日にほほえみを
安齋 良純	特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	愛知県	名古屋国税局 課税第二部資料調査第一課 国税実査官	九草心 <small>くそうしん</small>
山本 洋充	法人課税第一部門 統括国税調査官	愛知県	名古屋国税局 課税第二部法人課税課 国際税務専門官	是々非々
山口 敬輔	法人課税第二部門 統括国税調査官	愛知県	名古屋国税不服審判所 法規・審査部門 国税審査官	一意専心
古田 敬喜	法人課税第三部門 統括国税調査官	愛知県	一宮税務署 連絡調整官 (兼 法人課税第一部門 総括上席国税調査官)	今を切に生きる
鈴木 富夫	法人課税第四部門 統括国税調査官	静岡県	(留任)	為せば成る為さねば成らぬ
中井 俊一	法人課税第五部門 統括国税調査官	三重県	(留任)	小さなことからコツコツと!
磯貝 裕美	法人課税第六部門 統括国税調査官	愛知県	(留任)	初心忘るべからず
後藤 操	連絡調整官 (兼 法人課税第一部門 総括上席国税調査官)	愛知県	鈴鹿税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官	人間万事塞翁が馬
佐々木 章	法人課税第一部門 上席国税調査官 (審理担当)	岐阜県	関税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官	平々凡々
水谷 信男	法人課税第一部門 国税調査官 (審理担当)	愛知県	中川税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官	一所懸命

平成29年度

(敬称略・五十音順)

全法連功労者表彰

伊串 數子	合資会社 伊串薬局
早川 隆雄	早善織物 株式会社
林 一彦	公益社団法人 一宮法人会

県連会長表彰

上田 芳敬	株式会社 上田商店
江崎 正和	江崎織物 株式会社
遠藤 孝仁	いちい信用金庫
左合 輝行	丸左撚糸 株式会社
佐々木久直	ササキセルム 株式会社
日比野清孝	日比清 株式会社
三根 健一	コスモリサイクル 株式会社
森 幹昇	合資会社 ヒロミ写真機店
山田 一仁	株式会社 山田家具

女性部会創立30周年記念事業

平成29年7月15日(土) 会場/稲沢市名古屋文理大学文化フォーラム

朝はどんより曇っている中、お日さまは私達女性部会に、夏の暑い日差しをプレゼントしてくれました。待ちに待った女性部会創立30周年記念事業は、去る7月15日(土) 稲沢市にある名古屋文理大学文化フォーラムにおいて、記念式典・記念コンサートを開催しました。

来賓には名古屋国税局課税第二部次長岩田和之様、一宮税務署署長鈴木隆之様をはじめ、栢原弘行筆頭副署長、石川美保子名古屋国税局課税第二部法人課税課課長補佐、山本洋充法人課税第一部門統括国税調査官、そして愛知県連吉野修進専務理事、元一宮税務署署長遠藤孝仁、尾村辰夫、神田一良、石川隆昭、長尾悟様にご出席賜りました。愛知県女性部会連絡協議会からは、杉田和江女連協会会長はじめ、多くの単位会の皆様にご出席をいただき、皆様とともに節目の年を祝いました。

式典に先立ち、ご来賓の皆様には小ホールにて、女性部会による和服でのお抹茶のおもてなしをさせていただきました。式典の冒頭、中島淑子女性部会長は、「税務ご当局のご指導と本会役員並びに会員の皆様の多大なご支援、ご協力により、30周年を迎えることができました」と感謝の言葉を述べられ、社会貢献活動の充実や、租税教室講師派遣事業、絵はがきコンクールなど、引き続き部会一丸となって取り組むことを強調されました。

そして、一宮法人会会長森克彦様からご挨拶をいただき、多くのご来賓の皆様にお祝辞を賜り、会員一同心より身の引きしまる思いでした。

その後、一宮法人会女性部会の30年間のあゆみをスライドで振り返り、事業活動をご紹介し、ここ10年間のあゆみを記念誌として皆様にお渡しさせていただきました。数多くの資料の中から選ぶことはとても難しい作業でしたが、改めて自分たちの歴史を振り返ることができたという楽しいことでもありました。

式典に先立ち、記念コンサートは、マリンバ&パーカッションアンサンブルグループBIRTH(バース)による「皆～んなで楽しむコンサート」を開催。ご年配の方から小さい子どもさんまで、会場のすべての皆様楽しんでいただける参加型のイベントとしました。コンサート後半には、情熱大陸の演奏曲とともに、舞台や通路から120cmの5色のカラー風船を女性部会のスタッフが投げ入れ、会場の皆んなで曲にあわせて風船ボールをリレーしました。会場の皆様全員が、童心にかえって、一丸となってボールにふれたり、笑ったり、あっという間の楽しい一時でしたが中ホールの会場満席で盛会裏に終えることができました。

記念事業実行委員会を立ち上げてより1年間、長いようで短い期間でありましたが、実行委員会はじめ、準備委員会の皆様、そして事務局の皆様には細部に渡り、ご協力、ご支援賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。又、部会員の皆様には、各自が30周年事業に取りくむ姿勢と気迫が日ごと高まり、沢山の工夫とアイデア、そして何よりも皆様が真剣に取りくまれ、より一層、絆を深めることが出来、心に残る記念事業となりました。



又、記念事業終了後、7月17日一宮法人会林一彦専務理事が急逝されました。30周年記念事業にお力添えをいただき、誠にありがとうございました。ここに林専務理事のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

私達女性部会は、今後とも、租税を通して女性の力を地域社会へ、そして未来に向かって、明るく、元気に活動する会として、これからも精進してまいります。

皆様には、引き続きご指導いただきますようお願い致します。

(報告者:30周年記念事業実行委員長 五藤 達代)



岩田 名古屋国税局
課税第二部次長 祝辞



鈴木 一宮税務署長 祝辞



吉野 愛知県連専務理事 祝辞



森会長 あいさつ



中島部会長 あいさつ



五藤実行委員長 お礼のあいさつ



来賓へお抹茶の接待



(公社)一宮法人会 女性部会 創立30周年記念 社会貢献事業 BIRTHと皆～んなで楽しむコンサート



税務経理研究部会 7月例会

平成29年7月26日(水) 会場/一宮商工会議所 参加者/22名
 講師/公認会計士 三島 啓一 氏(部会長)

テーマ
 「平成29年度税制改正及び民法改正の要点」

企業の経理担当者を中心とするメンバーから成る税経部会では、年間4～5回にわたり税務に関する勉強会を行っています。
 (会員以外の方の参加もできますので、ご希望の方は事務局までご連絡下さい)



定例研修会

●平成29年9月19日(火)
 会場/一宮地場産業ファッションデザインセンター 参加者/107名

●平成29年9月20日(水)
 会場/稲沢市勤労福祉会館 参加者/54名
 講師/一宮税務署 法人課税第一部門
 審理担当上席国税調査官 佐々木 章 氏

テーマ
 「平成29年度法人関係法令の改正の概要」

一宮法人会では、年間6回 各月2会場(一宮市・稲沢市)にて、一宮税務署の関係係官を講師にお招きして、税務に関する勉強会を開催しています。会員・非会員どなたでも自由に参加できますので、是非お近くの会場へお出かけ下さい。



平成29年9月19日(火)
 会場/一宮地場産業ファッションデザインセンター



平成29年9月20日(水)
 会場/稲沢市勤労福祉会館



講師:一宮税務署 審理担当上席国税調査官
 佐々木 章様

税務
 広報

法人課税

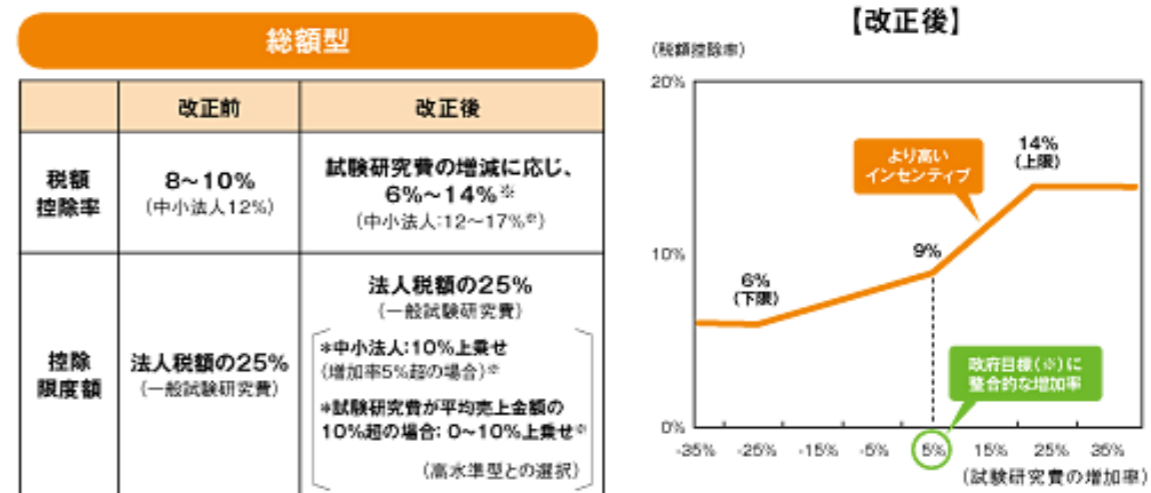


(1) 研究開発税制の見直し

研究開発投資に係る政府目標の達成に向け、研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制を抜本的に見直します。
※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

① 総額型の税額控除率の見直し

これまでの総額型について、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とします。



- 上記の総額型の改正に伴い、増加型を廃止
 - 高水準型については、その適用期限を2年延長
 - ※2年間の時限措置
- 総額型の控除率については
 大法人:10%超
 中小法人:12%超の部分

② 試験研究費へのサービス開発の追加

IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネスの創出を後押しする観点から、研究開発税制の対象にビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を新たに追加します。



③ オープンイノベーション型の運用改善

共同研究・委託研究等のオープンイノベーション型の利用促進を図るため、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件を緩和します。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を拡充します(前年度からの増加分について12%)。

中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を大幅に拡充します(前年度からの増加分について22%)。

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

	改正前	改正後
大企業	<p>【要件】 ①給与等支給総額:平成24年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額:前事業年度以上 ③平均給与等支給額:前事業年度を上回る</p> <p>【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</p> <p>(要件①の増加要件割合)</p>	<p>【要件】 ①・② 変更なし ③平均給与等支給額:前年度比2%以上増の要件に変更</p> <p>【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ →合計12%</p>
	中小企業	<p>【要件】 ①~③同上 ※但し①の増加割合は以下の通り</p> <p>【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</p> <p>(要件①の増加要件割合)</p>

(3) コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

①法人税の申告期限の見直し

企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能とします(改正前は最大3ヶ月後まで)。

※平成29年4月1日より申請できます。

②役員給与に係る税制の整備

株価や中長期的な業績を反映した役員給与制度による経営者へのインセンティブ付与のための環境整備として、役員給与の損金算入対象を拡大(株価連動給与等)します。

※一部を除き、平成29年4月1日以後に支給等に係る決議をする給与について適用します。

③組織再編税制の見直し

企業の機動的な事業再編を可能とするための環境整備として、上場企業内の事業部門の分社化(スピンオフ)の際の譲渡損益の課税を繰り延べる等、組織再編税制を整備します。

※一部を除き、平成29年4月1日以後に行われる組織再編成について適用します。

(4) 中堅・中小企業の支援

①地域経済を牽引する企業向けの投資促進税制の創設

地域経済を牽引する事業者による、地域経済に波及効果のあり、高い先進性を有する新たな事業への挑戦を促すため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく投資促進税制を創設します。

※企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案の施行の日から平成31年3月31日までの間に取得等をする設備について適用します。

【要件】

- ・事業計画が地域の強みを活かした、地域経済に対して高い波及効果があること等の要件を満たすものとして都道府県知事の承認を受けていること
- ・先進性を有する事業であることについて主務大臣の確認を受けていること
- ・承認された事業計画に基づいて行う設備投資の合計額が2,000万円以上であること 等

【措置の内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物等・構築物	20%	2%

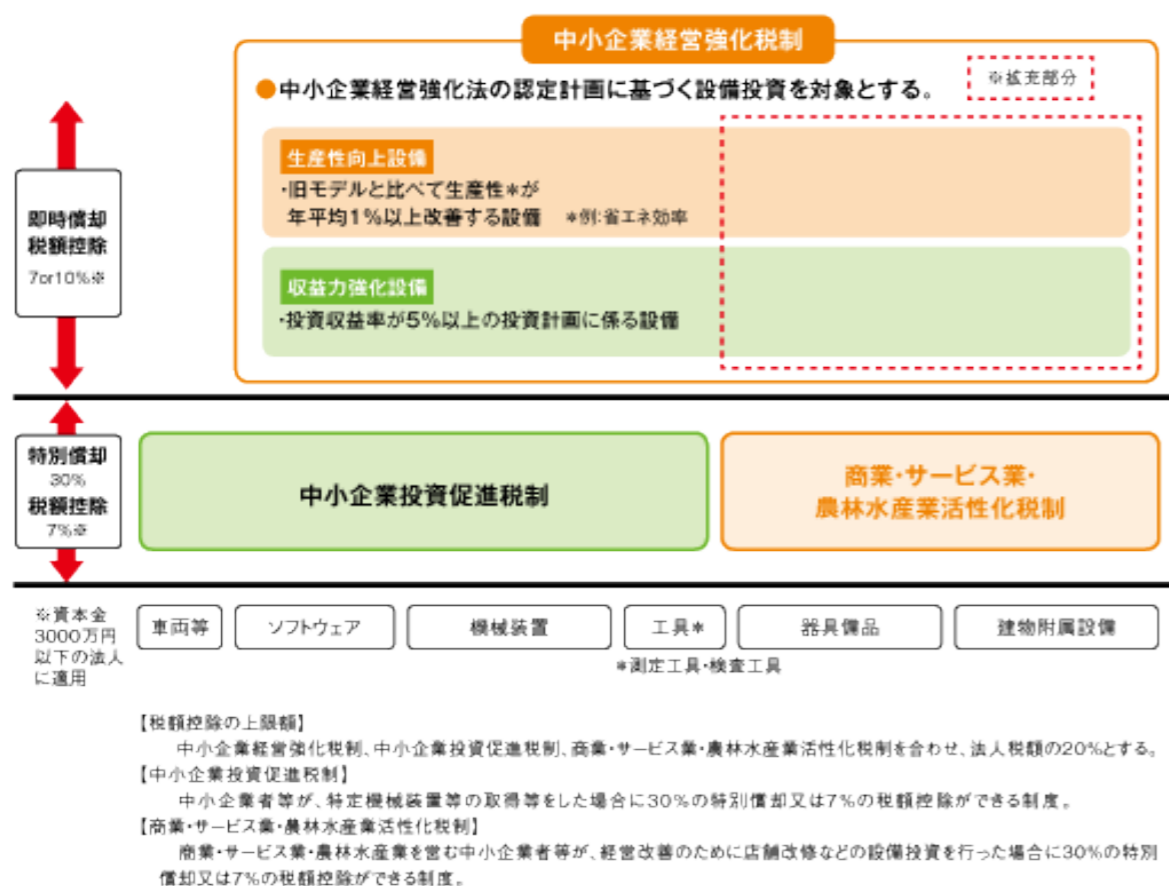
*取得価額100億円を限度

② 中小企業投資促進税制等の拡充等

中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加します(適用期限は2年間)。

※平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をする設備について適用します。

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長します。



③ 中小企業向けの租特適用要件の見直し

財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることを加えます。

なお、この適用要件の見直しは、租税特別措置法における中小企業向け特例措置のみを対象としています(法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等の適用については、従前通りです。)

※平成31年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

(5) 地方拠点強化税制の拡充

ローカルアベノミクスを推進する観点から、地方拠点強化税制の投資減税部分の控除率を維持するとともに、地方拠点での新規雇用者数に応じた税額控除制度について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せする等の措置を講じます。

① オフィス等に係る税額控除

税額控除率をこれまでの水準(移転型7%・拡充型4%)に維持

② 雇用促進税制の特例の拡充等

無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せ等

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

雇用促進税制	地方拠点強化税制	
	特例1	特例2
<p>「同意雇用開発促進地域内事業所の前期比無期・フルタイムの新規雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×40万円」の税額控除</p> <p>要件i: 法人全体の前期比雇用増が5人(中小2人)以上 要件ii: 法人全体の雇用者数が前期比10%以上増</p> <p>等</p> <p>【同意雇用開発促進地域】 有効求人倍率が全国平均の3分の2以下であるなどの要件を満たす地域</p>	<p>【改正前】 特定業務施設における前期比雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×50万円 (要件iiを満たさない場合、20万円)</p> <p>【改正後】 特定業務施設における前期比雇用増のうち無期・フルタイムの新規雇用について、税額控除額を一人あたり10万円上乗せ*</p>	<p>移転型の「計画」である場合に限り、当該地方拠点における「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円(最長3年間)</p>
<p>※特定業務施設における新規雇用者のうち非正規雇用者の比率が全国平均(40%)を超える場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は一人あたり10万円減額</p>		
<p>【特定業務施設】 事業者の事業や業務を管理、統括、運営している施設</p>		

③ 移転型事業の要件緩和

「特定業務施設での増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者であるとの要件」を緩和し、東京23区における従業員の減少人数に応じて、特定業務施設での新規雇用者を東京23区からの転勤者に含めることができることとする。

岩本製菓株式会社は100年後もずっと、
変わらない味をお届けします。

経営理念

安全でおいしいお菓子を提供することを通して
人類の健康、喜びを満たす事である

総合製菓会社を目指して

さらなる商品開発

マーケットの拡張

さらなる品質向上

さらなる商品開発

時代の移り変わりを反映しながらすべての人が安心して食べられる商品を目指して、味や栄養、食感はもちろん、健康食品としても世の中の人々の役に立つ商品を開発していく方針です。

商品開発のテーマはこれから先、無限に広がっています。

マーケットの拡張

弊社のタマゴボーロは日本だけでなく、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、ハワイ、アメリカ西海岸、韓国、カナダ、ブラジルにも進出しており、より広く商品の良さを知ってもらうために調査中です。

今後現地の輸入会社とタイアップして、積極的にデモンストレーションを行っていこうと考えております。

さらなる品質向上

弊社は、皆様に安心・安全なお菓子をお届けするために、品質管理・品質保証の管理レベルをさらに向上させていきます。

会社概要

名称	岩本製菓株式会社
設立	昭和28年(1953年)3月11日
創業	昭和24年(1949年)4月1日
代表者	代表取締役社長 森清次
資本金	1,000万円
業種	菓子の製造並びに販売
製造品目	タマゴボーロ、ウエハース、えびせんべい、クッキー、米粉ロール
販売先	国内卸商社 約100社
輸出先	シンガポール、香港、台湾、タイ、ミャンマー、中国、韓国、USA、ブラジル
社員数	30人
所在地	愛知県稲沢市日下部北町四丁目5番地 TEL.0587-32-5138/FAX.0587-23-1256



報告記事

今回は稲沢市にある岩本製菓を訪問しました。
子供のころよく食べた記憶のあるタマゴボーロを製造している会社です。実際に地元では社名よりもタマゴボーロの名で有名です。この商品は会社創業時から現在も主要な商品とのことでした。近年は食の安全や食のアレルギーへの関心の高まりに対応するため原料の工夫など時代に則した商品開発を行っているそうです。

また、海外への輸出にも力をいれ年々着実に増加しているそうです。今後はHACCP認定を取得するため設備の刷新、工場内の清掃や器具の取り扱いなど

社員教育に重点を置いていることなどを森社長さんよりご説明いただきました。

お忙しい中ありがとうございました。

(報告者: 広報委員長 加藤 豪)



支部役員会

向山支部	6月2日(金)
北方支部	6月27日(火)
起支部	7月12日(水)
西成支部	7月19日(水)
平和支部	7月28日(金)
宮西支部	8月4日(金)
貴船支部	8月4日(金)
萩原支部	9月7日(木)
開明支部	9月8日(金)
稲沢支部	9月14日(木)

祖父江支部	9月25日(月)
大志支部	9月29日(金)
本町支部	9月29日(金)
富士支部	9月29日(金)
大江支部	9月29日(金)

会員一日バス研修会

せんい支部 丹陽支部 西成支部	9月12日(火) 近江 参加者/44名
-----------------------	---------------------------



松茸屋 魚松 信楽店にて

高齢者の老化を早めているのは日常の栄養不足

タンパク質の慢性的な摂取減で、「低栄養」の状態に

近年、老年学の研究者などから、特に70歳以上の高齢者は日常的な栄養不足から、無気力になったり、老化が早まったりしているのでは、という指摘が強まっています。中でも不足しているのは、エネルギー源であり、筋肉や臓器、皮膚、爪などをつくる重要な栄養素のタンパク質とのことです。

「飽食の時代」における高齢者のこうした実態を示すのに、通常は「低栄養」という穏やかな表現が使われています。なぜかと言うと、当の高齢者は「自分はちゃんと食べているので栄養状態が悪いはずはない」と信じ込んでいるケースが多いので、そうした心情も汲んだ表現になったのかと思われます。

しかし、そんな生ぬるい言い方ではいけない、お年寄りに猛省を促すためにも、もっと厳しく注意すべきだ、という考え方もあります。そこで生まれたのが「新型栄養失調」という、おどろおどろしい言葉です。超高齢者の中には終戦前後の食べ物のなかった時代を体験した方が多いので、栄養失調という用語に強く反応すると見たのでしょうか。お年寄りにとっては、今や「貧食の時代」になっている、という説まであります。

日本は世界でもトップクラスの高齢国家になり、はつらつとしたお年寄りが注目される一方で、食が細くなり、痩せて元気がない高齢者が増えているのも事実です。歳を重ねてくると一般的に食欲が落ちてくるほか、内臓の病気や歯周病の進行で歯がなくなり、食べたくても食べられない人も多くなります。

それらの方々には病気や歯の速やかな治療を望むとして、研究者たちが憂慮しているのは、前述の「十分に食べているつもり」でいる人々のタンパク質不足です。高齢になると知らず知らずのうちに吸収力が弱くなるので、食べたと思っても体が受けつけず、栄養が身につかなくなります。そのことを理解し、食べる量を増やすとか、食べ方や献立を変えるとか、吸収しやすいように料理の工夫をすとか、が必要になるのです。

お年寄りの食事は、「あっさり」ではなく「しっかり」と

もう1つの問題点は、歳をとると肉や脂っこい物を食べてはいけない、と固く信じている人の多いことです。「きちんと食事をしている」と話すお年寄りに研究者が中身を尋ねると、大半はご飯とみそ汁に野菜の煮物、漬け物で、2、3日置きに豆腐、卵を食べることはあっても、肉類はまず見当たらないそうです。牛乳やバターも敬遠している人が多いようです。



これには昭和年代の後半に大ブームになった「粗食長寿説」が、今も尾を引いていると見られます。「長寿の原点は肉や脂を食べない粗食にある。しかし粗食は粗末な食事のことではなく、健康の素になる『素食』と同義語」といった説でした。そして一時は各地に「粗食長寿村」が出現し、都会から食事体験のバスツアーまで組まれましたが、東京都老人総合研究所の発表した報告書を機に、次々と消え去っていきました。

それは東京と秋田で計2千人もの高齢者を対象にした大規模な健康調査のレポートで、聞き取り調査によると、元気なお年寄りは3食ともタンパク質をきっちり摂り、牛乳も毎日のように飲んでいました。そうした人たちは病気になることが少ないばかりか、日常生活では歩くのが早く、握力も強く、地域活動など社会奉仕にも熱心に取り組んでいました。

報告書の科学的なポイントは、血液検査による血清アルブミンの数値でした。アルブミンとは、アミノ酸から出来るタンパク質の1種です。日常的にタンパク質を多く摂取する人はアルブミンの数値が高くなると考えられていましたが、これら元気印の方々からは、いずれも高い数値が確認され、タンパク質の重要性が裏付けられたのです。その後の研究で、血清アルブミンの数値が、体内の栄養状態を示す指標となりました。

タンパク質は肉や魚の動物性と大豆を中心とする植物性に大別されますが、栄養学的にはそれぞれが1対1で、肉と魚も同じ比率が望ましいとされています。またその後の研究で、肉類の方がアルブミンをより増やす、青い魚には認知症の予防効果が強くある、といった説も唱えられています。

結びとして、高齢者の食事は「あっさり」ではなく、「しっかり」が肝心です。体調に注意しつつ、栄養素のバランスを考えて3食きちんと摂るように心がけましょう。

[筆者紹介]
大谷克弥(おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

一宮法人会会員の皆様方へのお知らせ

「法人事業概況説明書」に、次のことを記載しましょう！

- ・一宮法人会に加入していること（16「加入組合等の状況」の欄に記入）
- ・自主点検チェックシートを作成していること（14「帳簿類の備付状況」の欄に記入）

はじめまして新会員の紹介 H29.6～H29.9

一宮法人会の新しいお仲間 16社の皆様です。

(敬称略)

支 部	法人名	代表者名	業 種	紹介者名
大志	司法書士法人大志法務事務所	村手 誠	司法書士業務	株式会社土川油店
宮西	季節館株式会社	小方 節明	建築・リフォーム業	
貴船	株式会社セイジユ	青山 雅樹	造園業	
//	株式会社山本工業	山本 隆一	機械器具の運搬、搬入、据付	
萩原	和・えんダイニング株式会社	新吉 昭	飲食業	有限会社若松
//	K-rise 株式会社	北島 昌幸	福祉サービス	
浅井	フィーノ有限公司	知賀 賢珠	飲食店	
//	株式会社安芽	長井 始	建設業、塗装防水工事業	有限会社ラムダ
稲沢	大野燃糸有限会社	金子 有子	燃糸製造業	
//	株式会社カトー電気	加藤美津夫	電気工事業	
//	株式会社匠工業	浦崎 英世	大工業	
//	株式会社マサ	田村 昌之	建築業(防水工事)	
木曾川	渥美繊維株式会社	原 章浩	燃糸・ニットテキスタイル製造販売	
//	笛水工務店有限会社	谷元 義彦	建設業	株式会社中部道路施設
//	株式会社晶栄建設	高木 翔平	建設業	
地区外	株式会社TIT	平野 泰一	管工事業	

法人事業概況説明書 (F 1005)

(表) (裏)

16 加入組合等の状況

○ ○ 法人会会員・○ ○ 法人会理事。

(役職名)

(役職名)

営業時間 開店 時 閉店 時

定 休 日 毎週 (毎月) 曜日 (日)

14 帳簿類の備付状況

帳簿書類の名称

自主点検チェックシート

編集後記 a postscript by the editor

◎定期人事異動による恒例のインタビューを執り行いました。ご留任の鈴木署長さん、新任の栢原筆頭副署長さん、山本一統さん1年ご指導よろしくお祈りいたします。

◎全法連、県連より表彰された皆さまおめでとうございます。今後の益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

◎女性部会 創立30周年誠におめでとうございます。今後の益々のご発展をお祈り申し上げます。

◎税務広報では法人課税の情報を掲載しましたのでぜひご活用ください。

◎この秋には各支部でイベントが予定されております。ぜひお出かけください。

◎企業訪問はタマゴボーロの岩本製菓を見学しました。稲沢支部長でもある森社長さんからロングセラー商品のタマゴボーロを通して時代や社会の変遷、今後の会社の展望を長時間にわたりご説明いただきました。

◎表紙はローカル色あふれる、のこぎり屋根です。当地にはかつて全国1、2の棟数があったそうです。

◎残念な報告ですが当一宮法人会の林一彦専務理事が7月17日に急逝されました。ここに謹んで弔意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします。

《感謝T.K》

公益社団法人一宮法人会報 第146号 平成29年10月(2017)発行

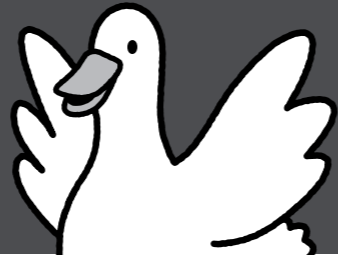
発行所 (公社)一宮法人会
 一宮市栄4丁目5番16号 (一宮税理士会館1階)
 電話 (0586) 73-2134～5
 FAX (0586) 73-5665
 URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya>

印刷 西濃印刷株式会社
 岐阜市七軒町15
 電話 (058) 263-4101

※自主点検チェックシートご希望の方は事務局までご連絡ください。TEL0586-73-2134

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで2ヶ月以上かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

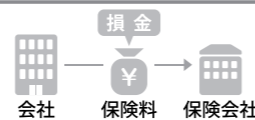
※就労困難状態に該当している場合。
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、全額損金に算入できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
従業員の
福利厚生

従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。

●法人受取の場合、給付金を従業員様へ見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を経営資金に活用できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

Aflac アフラック

愛知総合支社

〒451-6029 愛知県名古屋市中区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF 法推-2016-0043-1709007 7月29日

一宮西病院

内科 消化器内科 呼吸器内科 循環器内科 内分泌・糖尿病内科
神経内科 外科 消化器外科 肛門外科 乳腺・内分泌外科 呼吸器外科
心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 眼科 耳鼻咽喉科
頭頸部外科 小児科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科
放射線診断科 放射線治療科 臨床検査科 病理診断科 麻酔科 救急科

一宮西病院



街と人が明るく
健康でいられますように



一宮西病院

TEL 0586-48-0077 (代表)

〒494-0001 愛知県一宮市開明字平1番地

【診療時間】月～土曜日 9:00-12:00

【休診日】日曜・祝日・年末年始

※月～金は一部の診療科で午後診を行っております

※救急の場合は随時受付応じます

※診療科により異なりますので詳しくはホームページをご確認ください